

## 各弁護士近況

### 大川 正二郎

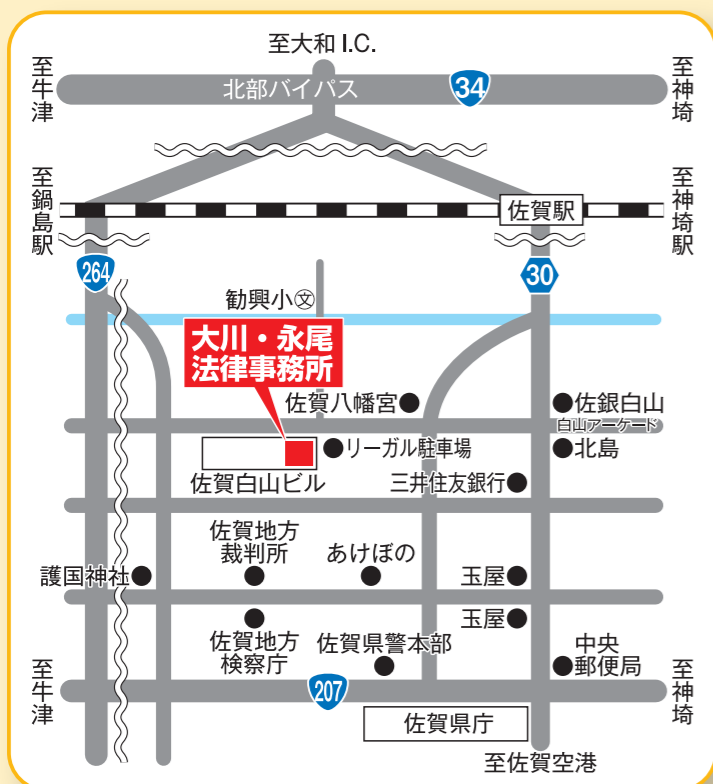
「一病息災」という言葉があります。ちょっとした病気のある人の方が体に注意をするので、返って長生きをするということです。私も2年前に痛風（ぜいたく病などと言われますが、私の場合はお酒の飲みすぎです）の発作に襲われて以来、好きなお酒は回数、量ともに控え、食事に気をつけ、日常的な運動を心がけるようにしました。その結果、膨らむ一方だった腹回りがやや収縮して体が軽く感じられるようになりましたし、たまに飲むお酒が以前よりいっそう美味しく感じられるようになりました。これって、「一病息災」というより「怪我の功名」でしたか。

### 永尾 竹則

私の子供が今春から中学生になります。12年の年月が経過したわけですがあっという間でした。幼稚園の頃の写真を見るにつけあの頃はかわいかったと妻と話したりします。特に反抗期で話もしないというわけではありませんが、多少距離を置いて接してしまうのは、大きくなっていく過程でしようがないことなのでしょうか。本人なりに夢があるようですが、まずはあまり頑張りすぎないように、健康で、楽しく、人とのつながりを大切にして過ごしていってほしいと思っています。

### 鳥飼 亜由美

最近、自炊を怠って不健康な食生活を送っていたのですが、春になり心機一転、もう一度自炊をはじめようかと思っています。時間がないときでも、手早く、ぱぱっとつくり、かつ美味しい料理が理想なのですが、自分ではそんな料理を考えつかないので、インターネットでいろいろな方のレシピを見て研究しています。何かオススメのレシピなどがあれば是非教えて下さいね。



## 大川・永尾法律事務所

〒840-0826  
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号  
佐賀白山ビル1階

TEL. 0952-25-5432  
FAX. 0952-25-5535

業務時間  
月～金 9:00～17:30  
(祝日除く)

所属弁護士  
大川 正二郎  
永尾 竹則  
鳥飼 亜由美

おたより

# ほっと

創刊号

大川・永尾法律事務所



「あいさつ」

平成9年春、弁護士1名、事務員2名でスタートした「大川法律事務所」ですが、それから15年を経て、現在では弁護士3名、事務員4名を擁するまでに成長することができました。これも、ひとえに関係者の皆様方と顧客の皆様方のあたたかい御支援と御協力の賜物と思っております。これまでの皆様方の御支援と御協力に對しましては、心より御礼申し上げます。

さて、今年事務所創立15年という節目の年であり、長年共に事務所を支えてきてくれた永尾弁護士が名実ともにパートナーとなる年でもあります。そこで、今年4月から事務所名を「大川・永尾法律事務所」に変更し、さらなる成長を期して、新たな第一歩を踏み出すことにいたしました。

私達「大川・永尾法律事務所」一同は、まだまだ至らぬところもありますが、顧客満足度地域NO.1を目標に、顧客の皆様により大きな安心と満足をお届けするとともに、社会により広く貢献していくよう努力する所存ですので、今後とも御指導御鞭撻のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

弁護士 大川正二郎



## 転ばぬ先の法律相談

今年もインフルエンザが大流行し、猛威を振いました。インフルエンザに罹らぬように、あるいは罹っても軽くて済むように、予防接種をすることが今や一般的となっています。

ところが、法律問題はどうか。事が起きる前に法律相談に来られる方は極わずかであり、ほとんどの方が事が起きてしまってから慌てて御相談に見えられているようです。実際、法律相談に携わっていて、もっと早い段階で相談に来られていたらこんなに大変なことにはならなかったらと思うことがしばしばです。

確かに、日常生活や業務の中で、何を、どのタイミングで法律相談をしたらいいのかは、必ずしも容易に見極めが見つかるものではありません。何でもかんでも相談なんてしていたら、とてもではないですが、円滑な生活も業務も行うことができません。

しかし、それでも、契約書にサインをする時、大きなお金が絡むお話の時など、何かしらの不安を抱くことがあるものです。そんな時は、ぜひ法律相談をすることをお勧めいたします。法律相談を事前にすることで、取返しのつかないような大きな失敗(損)をすることが避けられますし、安心して契約等を進めることができます。全体として見れば、事前の法律相談をした方がはるかに安くつく訳です。

法律相談というと、まず電話で予約し、それから法律事務所に行って、と考えるとなんとなく腰が重くなるものですが、法律事務所まで行って相談することまで必要なことなのかどうかを、まず電話で聞いてみて下さい。電話だけで済むことだってあります。

「こんな契約をして大丈夫だろうか」「こんな重大なことをそのように決めていいのだろうか」など、気になることがあったら、まずはお気軽に電話1本を。

弁護士  
大川 正二郎



## 契約書や領収証は保管していますか?

皆さんは、大きな買い物をしたり、何かを貸したりするときに作った契約書や、それに伴ってお金を支払ったりした時の領収書などはどれくらい保管されているでしょうか。

法律的な紛争が生じた場合に、これらの資料がないとせっかく認められる主張も認められなくなってしまいかねません。

法的な手続きである裁判は証拠にしたがって判断されますので、これらの資料がなければ本当は正当な主張であっても裁判上は認められないということにもなりかねません。

契約書について言えば、作成されている場合は多くの方が保管されていると思います。ただ、その手前として、そもそも契約書を作らないという場合も結構多いのではないのでしょうか。

たしかに、契約書を作らない方が手間も省けますし、話もスムーズに進みやすいように感じられますが、いつどこでどうなるかわからないのが世の中です。問題が発生してから作っておけばよかったと後悔しないとも限りません。契約書を作っておけば何か問題があった時は契約書にしたがって話をすればよいわけですから、作っていない場合と比べてもある意味割り切った話ができ悪化しかけた関係も修復可能となる場合もあるのではないかと思います。

契約書だけではなく領収証も所蔵。作っておいた方が支払いに関するトラブルはある程度防げると思います。もっともこれを保管していなければ意味がありません。当時のことを思い出していろいろな資料を集めなければならないこととなります。

かさばると思いますが、紛争になることはないだろうと楽観視せずに、これは(?)と思うものは、後でしまった(!)とにならないように、できる限り整理して保管しておくように心がけてみてください。

弁護士  
永尾 竹則



## 「時効」を知っていますか?

「以前貸したお金、そういえば何年も返してもらっていない!」なんてことはありませんか?

「返すと約束したんだからいつか返してもらえるはず!」と思って相手に何の請求もしないでくと、その約束は、ついに守られないままになってしまうかもしれません。

法律の世界には「時効」という制度があります。時効というのは、権利者が義務者に対して一定の期間一定の行動を起こさずにいる場合に、義務者の意思によって権利者の持つ権利を消滅させてしまえる制度です。たとえば、飲み屋のつけ。お店が客に1年間何も言わずほったらかしにしておいた場合、1年後に客に「時効だ!」と言われてしまうと、もはや客に対して代金は請求できなくなってしまうのです。

飲み屋のつけだけでなく、様々な権利について「時効」があります。貸金の返還請求権にも、離婚の慰謝料請求権にも、交通事故の損害賠償請求権にも、時効はあります。権利をもっていてもそれを行使しない人は保護しない、という発想がこの制度の基盤になっているのです。

弁護士  
鳥飼 亜由美

もっとも、時効制度は、権利を行使しない人を保護しないだけですから、一定期間内にきちんと権利を行使することによって、時効の完成を妨げることができます。期間の長さは権利の種類によって様々ですし、権利の行使は法律上に定められた一定のやり方で行う必要がありますから、「そういえば、あの件ほったらかしにしておいた」という覚えがある方は、お早めに弁護士にご相談ください。

